

5月のTOPICS

5月11日～20日

春の全国交通安全運動

交通事故は、いつ、どこで起こるかわかりません。これを機に、常日頃からルールを守りマナーの実践を習慣づけ、加害者・被害者にならないよう十分に交通安全を心がけましょう。今回の重点は次の4項目です。

【子どもを始めとする歩行者の安全の確保】

道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。交差点では、青信号でも必ず左右の安全を確認しましょう。道路で遊んだり、飛び出し、信号無視はやめましょう。歩行者は、外出する時は明るい目立つ色の服装を心がけ、夕暮れ時や夜間は反射材を活用しましょう。歩きながらのスマートフォン操作など危険な行為はやめましょう。運転者は、子どもや高齢者などの行動特性を理解し、通学路や生活道路では、速度を落とすなど安全運転を心がけましょう。

【横断歩行者事故などの防止と

安全運転意識の向上】

運転者は、横断歩道などに歩行者等がいけないことが明らかの場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道などにおける歩行者等優先義務などの遵守による歩行者等への保護意識を徹底しましょう。運転中のスマートフォン等を操作しながらの「ながら運転」は絶対にやめましょう。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。時間に余裕を持って運転し、思いやりやゆずり合いの気持ちを持ちましょう。飲酒運転、妨害運転は犯罪です。絶対にしない・させないようにしましょう。高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自らの運転適応能力や身体機能の変化の的確な認識に基づき、ゆとりのある運転行動を心掛けましょう。シートベルト・チャイルドシートは大切な命を守ります。後部座席を含め、すべての同乗者が必ず着用しましょう。

【自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底】

全ての自転車利用者に対して自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車に

乗るときは、命を守る自転車用ヘルメットを積極的に着用しましょう。信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、スマートフォンなどの使用、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し運転、並進の禁止など交通事故防止のための基本的な交通ルールを遵守しましょう。歩行者の横を通行する際は、減速し十分な距離を取りましょう。未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときはシートベルトをしっかり締めましょう。夕暮れ時は早めにライトをつけましょう。損害賠償責任保険に加入しましょう。

【二輪車の交通事故防止】

二輪車運転者は、車間距離を十分に取り、安全な速度で走行しましょう。交差点では一時停止するなどして、必ず左右の安全確認をし、直進する際は、対向車の動きに十分注意しましょう。また、車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意し、車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。ヘルメットは必ずかぶり、交通事故に備えて、重傷化防止を目的とした胸部プロテクターなどを正しく着用しましょう。

問合せ先 道路公園課

大阪府が「太陽光パネル・蓄電池」の共同購入参加者募集!

3月30日より府では、太陽光パネル・蓄電池を府民みんなでおトクに購入する共同購入の参加者を募集しています。電気を自宅の屋根で発電できる太陽光パネルや、発電した電気を夜間も有効に活用でき災害時にも役立つ蓄電池を、この機会におトクに購入しませんか? オンライン説明会を開催しま

す。詳しい情報はホームページ(<https://group-buy.jp/solar/osaka/home>)で1確認ください。

募集期間 8月31日(木)まで

問合せ先 月～金曜日(祝日除く)の午前10時～午後6時におおさかみんなのおうちに太陽光事務局(☎0120-758-300)へ



▲みんなのおうちに太陽光



かんこうNEWS

問合せ先 関西国際空港案内 (☎455-2500)
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■関西国際空港での滞在をさらに充実したものに

昨年10月に第1ターミナルビル2階に先行オープンしたTasty Streetに、カフェ店やイタリア料理店をはじめ、日本食店や24時間ご利用いただける店舗など新たに9店舗がオープンすることが決定しました!

今回の新規出店により、飛行機をご利用のお客さまだけでなく、お見送り・お出迎えの方や深夜に滞留されるお客さまなど、より様々なニーズにお応えすることができるようになります。新規出店店舗は、今年の8月頃から順次オープン予定です。関西国際空港ホームページでもご紹介しておりますので是非チェックしてみてくださいね! 新しく生まれ変わっていく関西国際空港に乞うご期待! みなさまのお越しを心よりお待ちしております。

詳しくは、右記の二次元コードからご覧ください。



▲新規出店店舗イメージ

▶ホームページ



5月は

宅地防災月間

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命にかかわることにもなりかねません。造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面は、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関する機関と協力して、次のような事業を実施します。

●防災パトロール

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検、指導をします。

●宅地防災技術研修会

宅地防災知識の啓発、普及を図るため、5月下旬に宅地造成事業者、設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修会を開催します。詳しくは府建築指導室ホームページや市町村などの

宅地防災担当窓口にて配布する案内チラシをご覧ください。

【家庭でも宅地災害を未然に防ぐ点検をお願いします】

自宅の周辺を点検し、早急に適切な処置が必要です。

- 石垣、擁壁等に亀裂などが入っていないか、また割れ目から地下水がしみ出していないか
- 石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ているか
- 地盤は沈下していないか
- 排水のための溝に泥などがつまっていないか

詳しくは府建築指導室が発行の「石積み・ブロック積みよご壁の自己診断マニュアル」をご覧ください。マニュアルは府建築指導室ホームページでも確認できます。

相談・問合先

●都市計画課

(☎447・8124)

●府審査指導課

(☎06・6210・9722)

5月は

ギャンブル等

依存症問題啓発月間

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支

障が生じている状態をいい、「本人の意思」や「性格」は関係なく、誰でも依存症になる可能性があります。この機会に、「ギャンブル等依存症問題」についての理解を深めてみませんか？

- 大阪府こころの健康総合センター (☎06・6691・2818) 平日午前9時～午後5時45分、第2・4土曜日 午前9時～午後5時30分
- 大阪依存症土日ホットライン (SNS相談、水・土・日曜日 午後5時30分～10時30分 受付：午後10時まで)
- ※LINE公式アカウントに友達登録してから利用してください。
- 泉佐野保健所 (☎462・4600)

問合先 府地域保健課

(☎06・6944・7524)

※ギャンブル等依存症について詳しく知りたい人は「OATIS ギャンブル等依存症」で検索してください。左記の二次元コードからもアクセスできます。



▲大阪依存症
包括支援拠点
ホームページ

空家住宅利活用耐震設計・改修・改造補助事業、不良住宅等除却工事補助事業

市では、管理不全な空家などの発生抑制に努め、地域の安全・安心かつ良好なまちなみの形成に資することを目的として、空家住宅の耐震改修・改造費、不良住宅の除却費の一部を補助します。

※事業開始は国および大阪府の補助額が確定した後となります。

【空家住宅利活用耐震設計・改修補助】

対象 空家特措法に定める空家等で平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築され耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含み、地域の活性化に資する施設を10年以上運営するもの。賃貸住宅は除く）。耐震設計を行った後、改修することにより耐震性が確保されること。

なお、設計と改修は一体行うことが条件となります。
補助金額 詳細はホームページに掲載予定です。

【空家住宅利活用改造補助】

対象 耐震改修補助による耐震改修工事と同時に同一棟で実施

する住宅リフォーム工事。
補助金額 詳細はホームページに掲載予定です。

【不良住宅除却補助】

対象 木造で住宅改良法に規定のある不良住宅であること。（長屋、併用住宅及び共同住宅を含み、賃貸住宅は除く）

補助金額 1戸当たり800,000円（長屋、共同住宅は1棟当たり800,000円）
800,000円未満の場合はその額とします。（空家の場合、加算制度があります。）

問合先 都市計画課

(☎447・8124)

※それぞれの申請には、条件がありますので事前に問い合わせてください。補助件数は、予算の範囲内となります。





住宅総合助成事業

対象 次のいずれかに該当する人
 ●市内で自ら居住する住宅を建替える人や新築住宅を購入し居住する人

●「泉佐野市空き家バンク(※)」に登録された中古住宅を購入、または賃貸し、居住する人
 ※売買契約日(請負契約日)から2年を過ぎたものは対象外

内容 泉佐野ポイントカード「さのぽ」に地域ポイントで25万ポイント付与(空き家バンクを賃借し、居住する人は10万ポイント付与)
 ※連携金融機関で住宅ローンの金利引き下げ制度あり

問合せ 都市計画課
 (☎447・8124)

(※)：泉佐野市空き家バンク登録条件
 ●戸建住宅であること
 ●建築基準法の規定による確認済証のあるもの
 ●仲介業者との媒介契約(売買・賃貸借)が締結されているもの
 ※「専属専任媒介」「専任媒介」に限る

空家等除却工事補助事業

地域の安全・安心かつ良好なまちなみの形成に資することを目的として、まちなみの形成を阻害している空家住宅の除却工事費用の一部を補助します。

※補助金の交付決定前に行われた除却工事は対象外

内容 住宅除却工事費の一部で最大65万円の補助金を交付します。(除却工事費用が65万円未満の場合はその額。千円未満の端数は切り捨て)

対象住宅 一年以上使用の実態がない住宅(賃貸は除く)で泉佐野市木造住宅除却工事補助金交付制度の対象とならない建築物

対象 次のすべてに該当する人
 ●補助対象住宅を所有する個人
 ●市税について滞納がない人
問合せ 都市計画課
 (☎447・8124)

住宅リフォーム助成事業

定住促進および地域経済の活性化を目的として、個人が市内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事に要する経費に対して助成します。

※助成金の交付申請前に行われ

たリフォーム工事は対象外

内容
 ●補助の対象となる住宅リフォーム工事に要した費用の10%(最大10万円。千円未満の端数は切り捨て)

●対象住宅および対象者については1回限り

対象 市税の滞納が無く、住宅リフォーム工事に於いて市内の施工業者を利用する人

※市内の施工業者とは、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者を言います。法人の場合は法人番号、個人事業者の場合は印鑑証明書住所で確認します。また、建設業許可が必要となる工事は建設業許可番号を確認します。

対象住宅 次のいずれかに該当する住宅(賃貸住宅は除く)

●店舗・事務所などの併用住宅は対象者の居住部分に限り、共同住宅は対象者の居住専用部分に限る

●申請日において、10年以上居住している住宅

●市内で築5年以上で、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証が交付されたものであって、補助金の交付を受けようとする者が居住またはこれから居住しようとする住宅

※外構工事や電気設備などの購入は対象外。詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ 都市計画課
 (☎447・8124)

耐震診断費用および耐震改修工事の一部を補助します

泉佐野市では地震に備え住宅の耐震化へ工事費等の一部を補助します。
 ※事業開始は国および府の補助額が確定後

補助金	対象	金額
耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの)で、耐震診断技術者により耐震診断を実施するもの	耐震診断に要した費用(1,100円/㎡を限度とする)の11分の10の額で、1戸当たり5万円を限度
耐震設計・改修補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているか、改修後、住もうとするもの。賃貸住宅は除く)。耐震設計を行った後、改修することにより耐震性が確保されること。設計と改修は一体で行うことが条件	詳細はホームページに掲載
住宅改造	耐震改修補助による耐震改修工事と同時に同一棟で実施する住宅リフォーム工事	詳細はホームページに掲載
住宅除却	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震性が不足していると判定された木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているか、除却後、新築して住もうとするもの。賃貸住宅は除く)。	1戸(長屋、共同住宅は1棟)当たり80万円、限度額未満の場合はその額(空家の場合、加算制度あり)

問合せ 都市計画課 (☎447-8124)

※それぞれの申請には、条件がありますので事前に問い合わせてください。補助件数は、予算の範囲内となります。



救急に関する講習会

当消防組合では、左記の講習会を実施しています。

【上級救命講習(年5回)】

普通救命講習で学ぶ内容に加えて、骨折、外傷、やけどなどに対する応急手当や搬送法を学ぶ講習です。

※講習修了者には修了証を交付

【応急手当普及員講習(年2回)】

所属する事業所の従業員や地域のみなさんに対して「AEDの使い方」を含む心肺蘇生法を指導する指導者育成のための講習です。

※講習修了者には認定証を交付

【応急手当普及員再講習(不定期)】

応急手当普及員の認定は、資格取得から3年で失効しますが再講習を受講することで、さらに3年間有効となります。

※再講習修了者には新しい認定証を交付

申込・問合せ

泉州南広域消防本部 警防部救急課 (☎469・0119 音声ガイダンスが流れますので⑥番「救急課」を押してください。)

※救命入門コースおよび普通救命講習会の申込などは泉佐野消防署 (☎469・0119) へ

火災の出火原因第1位は放火です

放火です

全国で発生している火災の出火原因第1位は毎年「放火(疑いを含む)」となっており、泉州南消防組合管内においても毎年上位となっています。

放火防止の基本は、「放火されない。放火させない。」ことです。放火を防ぐポイントを今一度確認していただき、地域ぐるみで放火されない街づくりにご協力をお願いします。

【放火防止のポイント】

- 家の周りに燃えやすいものを置かない
- 門や通用口、物置、車庫などのドアは施錠する
- 外灯などを設置し、夜間も家の周りや駐車場を明るくする
- 郵便受けの新聞やチラシは、必ず屋内に取り込む
- ゴミは指定収集日の朝に出す
- 隣近所で声をかけあい、地域で見守りをする

問合せ

泉州南広域消防本部 警防部予防課 (☎469・0886)



考えてみませんか

「地域猫」活動

飼い主のいない猫をめぐっては「猫の被害で困っている」、また一方で「猫を助きたい」といった声が寄せられています。この問題に対する一つの方法として「地域猫」という考え方があります。

まず猫の数を増やさないためのTNR (Trap...つかまえる、Neuter...避妊去勢をする、Return...元の場所に戻す) を実施し、周辺に住んでいるみなさんの理解を得たうえで、餌やりやトイレの始末など一定のルールのもと、「地域の猫」として一代限りの命を全うさせることで、飼い主のいない猫に関する苦情や殺処分などの減少に寄与することができるといふものです。

市では(公財)どうぶつ基金が推進する「TNR先行型地域猫活動(さくら猫TNR)」に賛同し、市域で地域猫活動を行うボランティア団体、町会、自治会などを対象に、どうぶつ基金による不妊去勢手術の費用負担が受けられるよう、手続きを行っていただきます。

猫が好き、猫が嫌い、猫を排除したくないが被害を受けて困っているなど、様々な考えが

ありますが、一度、みなさんの地域でもこうした取組について考えてみませんか。

ありですが、一度、みなさんの地域でもこうした取組について考えてみませんか。

問合せ 環境衛生課

こんなときには手続きを

檀波羅公園墓地(区画墓地)

使用のみなさんへ

檀波羅公園墓地(区画墓地)の使用にあたり、次の事項が生じた時は手続きが必要です。

- 使用者が亡くなったとき
- 使用者の住所、氏名などを変更したとき
- 使用許可証を紛失したとき
- お墓に焼骨を埋蔵するとき
- お墓から焼骨を改葬するとき
- 墓地を市へ返還するとき

問合せ 環境衛生課

※詳しくは問い合わせください。

石綿による疾病の 労災補償制度

石綿(アスベスト)を取り扱う業務に従事していたことが原因で、中皮腫や肺がんなど疾病を発症した場合、労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。最寄りの都道府県労働局または労働基

準監督署に相談してください。

問合せ 大阪労働局労働基準部 労災補償課 (☎06・6949・6507 Fax06・6941・0902)

容器包装プラスチックの 品質調査結果

資源ごみとして収集を実施している容器包装プラスチックについて、1月31日に、日本容器包装リサイクル協会による本年度の品質調査が実施されました。Aランクの品質で合格との結果をいただきました。リサイクルに適さない汚れが付着したものや、容器包装プラスチック以外の混入も報告されています。

汚れのついた容器包装プラスチックや容器包装以外のプラスチック類が出された場合には、お知らせのためのシールを貼り、収集せずに残しています。

ご自身のごみが残されていないか確認してください。不明な点がありましたら問い合わせください。今後ともさらにごみの減量化、再資源化に取り組んでいきますので、引き続きご協力をお願いします。

問合せ 環境衛生課

問合せ 環境衛生課